

令和元年8月9日

第26回水俣市農業委員会

## 第26回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和元年8月9日  
開会 9時30分  
閉会 10時15分
- 3 出席委員  
農業委員 11名  
1番 元村 善二 君                               2番 松本 公昭 君  
5番 田上 哲人 君                               6番 森口 信二 君  
7番 廣島 康雄 君                               8番 山澤 親徳 君  
10番 坂本 隆司 君                              11番 池田 郁雄 君  
12番 田畑 和雄 君                              13番 友田 勝久 君  
14番 中村 清治 君  
推進委員 11名  
16番 草野 武雄 君                              17番 竹下 正治 君  
18番 野間 勝 君                               19番 山内 秋光 君  
20番 溝口 幸一 君                              21番 前島 春美 君  
22番 坂口 新一 君                              23番 山口 初憲 君  
25番 渕上 民雄 君                              26番 森下 義孝 君  
28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員  
農業委員 3名 3番 松田 時義 君    4番 戸次 治夫 君  
                                  9番 苗床 勝美 君  
推進委員 3名 15番 向田 博 君   24番 前田 仁 君  
                                  27番 下鶴 信雄 君
- 5 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について  
議第97号 非農地証明書交付について  
議第98号 農地法第3条の許可申請について  
議第99号 農地法第5条の許可申請について  
議第100号 農用地利用集積計画の申出について  
議第101号 令和元年度水俣市農地賃借料の公示について  
議第102号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画  
について
- 6 農業委員会事務局  
局 長 宮崎 博巳  
参 事 本村 広揮  
参 事 田畑 昌代

議長  
(元村善二君)

それでは、只今より第26回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は11名です。欠席農業委員は、3番 松田委員、4番 戸次委員、9番 苗床委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、13番 友田委員、14番 中村委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席者は、15番 向田委員、24番 前田委員、27番 下鶴委員です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は25番の 淵上委員にお願いします。

25番委員  
(淵上民雄君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局  
(宮崎局長)

はい、議長

議長

はい、事務局長

事務局長

報告事項について、御説明申し上げます。

報告事項1、農地転用許可後の工事の完了についてでございます。

議案書は、1ページになります。

令和元年6月10日の第24回会議で御審議いただいた、第5条に係る議案について、令和元年7月23日に、完了報告書の提出がございました。

そこで、7月24日に、事務局におきまして、現地を確認しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していたしましたので、御報告申し上げます。

報告事項につきましては、以上のとおりでございます。

議長

ありがとうございました。

報告事項が終わりましたので、只今より、議事に入ります。

議第97号 非農地証明書交付について、議第97号を議題といたします。

苗床委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局  
(宮崎局長)

はい、議長

議 長

はい、事務局長

事務局長

議題97号、非農地証明書交付について、非農地証明の番号1について、苗床委員に代わり説明いたします。

申請人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目は台帳、畑、現況、原野で、面積、1,301㎡。

土地現況の詳細は、議案書記載のとおりで、雑木、竹などが生い茂り原野となっています。

申請地は4ページをご覧ください。

場所は記載とおりです。

本申請は申請地周辺で計画されている太陽光発電事業の実施に伴い、事業者が農林省の農地の払下げを受けるために行うものと伺っています。

払下げに伴いまして、本年5月22日に苗床委員、草野委員、行政書士、農業委員会事務局と熊本県などで現地調査を行いました。

申請地は、竹や雑木が生い茂っており、農地への復元は難しい状況でした。

また、周囲も全て山林・原野で、申請地を非農地としても周囲の営農等に全く支障はなく、今後、土地改良などの事業が見込まれる場所でもありません。

現地調査の結果、非農地としても何ら問題無いと思われまので、ご審議の程よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から、補足説明があれば、お願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議題97号 非農地証明書交付については、交付してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議題97号 非農地証明書交付については、農地法第2条第1項の農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

次に移ります。

議第98号 農地法第3条の許可申請について、議第98号を、議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

13番委員  
(友田勝久君)

はい、議長

議長

13番 友田委員

13番委員

議第98号農地法第3条の許可申請1番について、説明いたします。

本来ならば、戸次委員の担当地区であります。欠席のため代わって説明をします。

譲渡人、記載とおりです。

譲受人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目は、台帳、現況とも田です。面積は178㎡です。譲受人の状況ですが、記載とおりです。

申請地は7ページを御覧ください。

場所は記載とおりです。

8月7日に戸次委員、坂口委員、丸野行政書士、事務局、私の5名で現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

12番委員  
(田畑和雄君)

はい、議長

議長

12番 田畑委員

12番委員

議第98号農地法第3条の許可申請2番と4番について、説明いたします。

2番、譲渡人、記載とおりです。

譲受人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目、台帳、現況とも畑、現在ミカンが植えてあります。面積が合計で7,723㎡です。

8月7日に丸野行政書士、事務局、山内委員と私で現地調査を行いました。譲受人の状況は記載とおりです。

8月6日が現地調査の予定でしたが、台風で延期になりましたので、譲受人の父親と話をしていました。

前に借りている人の手入れがあまりよくなく、ミカンも枯れているのが結構ありましたので、改植されています。デコ、甘夏を重点的に植え、ハウスもありますのでアボガドを植えようかと考えていますとのことでした。

申請地は8ページを御覧ください。

場所は記載とおりです。

非常にやる気十分で、品物も生協方面に出されます。一生懸命頑張っていられると思います。

それと、譲渡人は、する暇がないということです。所有権移転、売買です。

次は4番です。

譲渡人、記載とおりです。

譲受人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

譲受人の状況ですが、記載とおりです。

所有権移転の贈与です。

なぜ贈与かと言いますと、譲渡人は親戚の方で、息子さんがよそにおられるために、周りから草を刈ってもらえないかと苦情がきても出来ない。また、場所が上の方でもあり、譲渡人も高齢のためなかなか来られず、出来ないのので、譲受人にお願いしたいと、贈与されたとのことでした。

場所は10ページを御覧ください。

今、ソルゴーを植えてありますが、草が生え、周りは住宅ですので、苦情が出るのでどうにかしたいということでした。

8月7日に丸野行政書士、事務局、山内委員、私で現地調査を行いました。以上ですが、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思いますので御審議の程よろしく申し上げます。

10番委員  
(坂本隆司君)

はい、議長

議長

10番 坂本委員

10番委員

おはようございます。農地法第3条の許可申請3番について、説明いたします。

譲渡人、記載とおりです。

譲受人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目、台帳、現況とも畑、面積2,319㎡です。

譲受人の状況につきましては、記載とおりです。

したがいまして、下限面積につきましては40アールを超えています。

申請地は9ページを御覧ください。

8月7日に丸野行政書士、申請人、事務局、野間委員、私で現地調査を行いました。

この土地は、長年借りて野菜を作られておられて、今はカボチャの収穫が終わったところです。この後は、正月出しの花野菜とブロッコリーを4万個植えられる予定です。水俣の野菜農家として非常に頑張っておられます。

したがいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思いますので、御審議の程よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から、補足説明があれば、お願いします。

(なしと言うものあり)

12番委員

はい、議長

議 長

はい、12番 田畑委員

12番委員

先ほど言い忘れましたが、4番の譲受人は、後はレモンを植えられる予定です。

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第98号 農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第98号 農地法第3条の許可申請については、許可することと決定いたします。次に移ります。

議第99号 農地法第5条の許可申請について、議第99号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

10番委員  
(坂本隆司君)

はい、議長

議 長

10番 坂本委員

10番委員

農地法第5条の許可申請の1番から3番まで説明します。

1番、譲渡人、記載とおりです。

譲受人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目、台帳畑、現況は、駐車場です。面積334㎡。

転用理由、施設概要につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は13ページを御覧ください。

8月7日に事務局、野間委員と私と譲受人のお母さんの4名で現地調査を行いました。

14ページを御覧ください。①から⑥は元々駐車場になっておりまして、転用の許可を取ってあったみたいです。その横の方を分筆して、今回あがってきています。この畑は、元々別の方が玉葱を作っておられて、収穫が終わった時期に売却するというので、返されていますのでなんら問題ないと思います。始末書を書かれています。

したがって、農地法第5条の転用に係る許可基準により、駐車場を作っても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしく申し上げます。

続きまして2番、譲渡人、記載とおりです。

譲受人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目、台帳田、現況は、駐車場です。面積は196㎡です。

転用理由、施設概要につきましては議案書に記載のとおりです。

申請地は15ページを御覧ください。

16ページを御覧ください。

539番8が元々従業員の駐車場でございまして、一緒に畑を埋め立て、駐車場にして、申請地の方は畑のままで変えてなかったそうです。現在は駐車場として使用されています。周りに畑もなくまた、畑に戻すことも無理な状況になっています。

したがって、農地法第5条の転用に係る許可基準により、駐車場を作っても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしく申し上げます。

次に、3番、譲渡人、記載とおりです。

譲受人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目、台帳、現況とも畑、面積は4筆合わせて677㎡です。

転用理由、施設概要につきましては議案書に記載のとおりです。

17ページを御覧ください。

8月7日に事務局、丸野行政書士、譲受人、竹下委員、私で現地調査を行いました。

ここは、文化財が埋まっていますので、掘り下げることには出来ないということなど、条件の方が高くなっています。遺跡調査も済み、埋め立てられていますが、掘り下げることが出来ないの、なかなか難しい状況ではありますが、農地の転用としては問題ないと思います。

したがって、農地法第5条の転用に係る許可基準により、宅地を造成しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしく申し上げます。

担当地区の推進委員から補足説明があれば、申し上げます。



(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第99号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第99号 農地法第5条の許可申請については、本会の意見として、決定いたします。

次に移ります。

議第100号 農用地利用集積計画の申し出について、議第100号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

11番委員  
(池田郁雄君)

はい、議長

議 長

11番 池田委員

11番委員

農用地利用集積計画の申し出の新規設定1番について、説明をします。

貸人、記載とおりです。

借人は、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目は台帳、現況とも田、面積は1,576㎡です。

始期終期は、2019年8月1日から2024年12月31日まで5年5ヶ月間です。利用目的は水稻、借賃は物納で全体で玄米60Kg、利用権の種類は賃借権です。

借人の経営面積は自作地5,440㎡、従事者は2人です。

借人は主に水稻を作っておられます。筍も出荷されておられます。借りた理由として借人の田は水不足があり、今年は特に強かったみたいです。猪の害も出てくるということで、水の豊富な貸人の田を借りたいということです。

申請地は21ページを御覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくをお願いします。

議 長

担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。  
前田委員は欠席ですね。  
関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、  
ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第100号 農用地  
利用集積計画の申し出について、承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第100号 農用地  
利用集積計画の申し出については、農業経営基盤強化促進法第  
18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認すること  
に決定いたします。

次に移ります。

議第101号 令和元年度水俣市農地賃借料の公示につい  
て、議第101号を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局  
(宮崎局長)

はい、議長

議 長

はい、事務局長

事務局長

令和元年度水俣市農地賃借料の公示について、説明させてい  
ただきます。

議案書は、23ページになります。

平成30年1月から平成30年12月までに、締結された、  
農地の10aあたりの賃借料水準、つまり実勢の賃借料を集計  
して、貸し借りの目安、ということで示しております。

これは、農地法第52条の規定により、農業委員会において、  
農地の賃借等の動向を取集、整理し、提供することが、求めら  
れているため、公示を行おうとするものです。

その内容は、田、畑、樹園地に分かれ、田にあつては、さら  
に、市街地とほ場整備済みの区域とその他の区域に分け、集計  
しています。

物納にあつては、60キログラムあたり13,000円とし、  
換算いたしております。

その結果、田(A地区)、田(B地区)、畑、樹園地につい  
て、それぞれの表に記載したデータ数から、最高額、最低額を  
求め、さらに平均値を求めております。

金額につきましては、それぞれの表を御確認ください。

なお、平均値にあつては、100円単位として表示いたして

おります。

また、今年度公示分を含め、5か年分の推移につきましては、下の表のとおりでございます。

毎年度、苦慮しているようですが、不採用の価格につきましては、価格を一覧化した際、概ね、異常に高額のもの2割程度、異常に低額のもの2割程度を目安に、全体から除き、集計いたしております。

つきましては、この表により公示を行おうと思っておりますので、御審議、御承認をお願いします。

議 長

事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第101号 令和元年度水俣市農地賃借料の公示について、承認することに決定いたします。

次に移ります。

議第102号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、議第102号を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局  
(宮崎局長)

はい、議長

議 長

はい、事務局長

事務局長

議案書24ページをお願いします。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、御説明いたします。

主なものについて、順に、説明させていただきます。

まず、25ページの農業委員会の状況につきましては、農林業センサス及び現状を基に記載するようになっております。遊休農地等については、現状の数値でございますが、農林業センサスを使用した項目については、4年前、2017年度調査、平成27年2月1日基準日の数値となりますので、御承知ください。

次に、26ページの「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、これまで、管内の農地953haのうち201.11haが集積化されており、昨年度、約38haが新規に集積されております。

令和元年度も前年度同規模の集積を目指し、280haを目標とすることといたしました。

活動計画として、前年度の意向調査を基に、農地中間管理事

業を中心とした賃借の推進と農業委員、農地利用最適化推進委員による斡旋を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、実績として、平成28年度2経営体、平成29年度2経営体、平成30年度2経営体となっております。

規模を問わず、新規の参入がうまくいっておりますが、農業を取り巻く状況は、厳しい中ですので、例年どおり目標を1経営体として、農林水産課、JAと連携しながら、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局とで参入促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、27ページの遊休農地に関する措置につきましては、現状172.5haの遊休農地について、熊本県のガイドラインによる目標値を参考に、6%減少、さらに上乘せ、面積で11haの減少を目標に取り組みたいと考えております。

活動計画としましては、8月以後、農地利用意向調査を行い、農地中間管理事業の活用へつなげていきたいと考えております。

最後に、違反転用への適正な対応につきましては、昨年度御報告いたしました、江添字内山ノ上1135番28について、指導等行ったところです。

その後、原状回復の連絡があり、確認しましたところ改善されておりましたので、実績として計上したところでございます。

そのため、現状では、違反転用の実例はございませんが、いつ発生するかもしれませんので、委員の皆様には、目配せをお願いしたいと考えております。

追加資料は、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。

これは、実績でございまして、概ね、法定に沿って、支障無く実施されておりますので、会議後に御確認ください。

以上、目標等につきまして御説明のとおりです。

つきましては、御審議、御承認の程、よろしくお願ひします。

なお、この目標等につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会にあっては、その事務の実施状況を公表することとされておりますので、今後、ホームページでの公表を行う予定でございます。

以上でございます。

議 長 事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。  
(なしと言うものあり)

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第102号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、承認することに決定いたします。

議 長

これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、  
第26回水俣市農業委員会会議を終了いたします。  
皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員